

日本企業の財務的環境に関する一考察

中 垣 昇

キーワード：日本企業、企業価値、企業倫理、情報開示、金融システム

1 日本企業をめぐる経営環境の変化

1990年代以降、グローバル化（globalization）の進展と情報技術（information technology、IT）の発達により地球規模で社会経済システムに大きな変革の波が押し寄せ、企業のみならず全ての生命システムに対して質・量の両面に多大な影響を及ぼしている。具体的には、1991年のソビエト連邦の崩壊、1990年代初頭以降における中国の市場経済への積極的な参加、1998年のEU加盟11カ国による通貨統合等が契機となり、地球規模で経済活動が活性化し、同時に情報技術の発達がとりわけ企業のスピーディな経営活動を容易にさせている¹。言い換えれば、グローバル化、IT化、地域経済統合が、競争の基本的メカニズムを変え、企業はそれに対応して経営活動を遂行せざるを得ない状況下であり、今日われわれの置かれた環境は、インターネット・携帯電話に代表される通信技術それに大型航空機・低燃費乗用車に代表される交通手段の発達に伴い、経営資源の移転が安価にしてスピーディになり、優良企業ほどこの利点を有効に活用している。もちろん、各国家の持つ歴史・経済・社会的背景により、人的資源や各国に特有の制度・慣習のような経営資源の移転については、一定の制限が求められることは言うまでもない。当然ながら、企業の経営活動が地球環境に与える影響が顕著になるにつれ、日本企業は企業目標についても根本からの見直しを迫られている²。

日本企業は、第二次世界大戦後の経済成長の過程で国家間の製品・サービスを提供するため貿易に重点を置き企業の維持・発展に努めてきたが、今日では人的資源（human resources）、物的資源（physical resources）、財務的資源（financial resources）、情動的資源（information resources）に及ぶ経営資源（managerial resources）を、自国と一部の外国との移転のみならずグローバルな視点から有効に活用しなければならない。このため、これまでの新規学卒一括採用に基づく終身雇用・年功序列・企業別組合・経営家族主義に代表される日本型経営システムの修正を余儀なくされている³。一方、一部の優良な日本企業のうちでも優良企業は日本型経営システムの優れた要素を生

かしながら維持・発展している。

ところで、日本型経営システムにしばしば対比されるアングロサクソン型経営システムの下では、企業、政府、地域社会の間に一定の緊張関係が保たれているのに対して、日本型経営システムの下では、企業、政府、地域社会の間に緊密な関係が維持される傾向がある。このようにシステム間に相違が見られる背景には、歴史的な経緯も手伝い長い間に培われてきた価値観の違いが根底にあることを忘れてはならない。つまり、我が国においては、政府、企業、地域社会の間に安定した連帯感が存在し、企業の経営活動においても長期的な信頼関係を維持しようとする傾向が強い⁴。例えば、戦前から引き継がれた官僚機構が少なくとも高度成長期までは主導的役割を果たし、「護送船団方式」⁵の下での日本型経営システムは、修正を余儀なくされつつも、完全に消滅したわけではない⁶。とりわけ、官僚機構は、長年にわたって形成されてきたものだけに、基本的な問題点は解消されないまま、国と地方公共団体が、政治家、産業界、顧客集団と密接な関係を維持しながら独立した組織として権限・予算・人脈を活用し、国民全体にとっての最適な意思決定を妨げている⁷。

われわれは、日本型経営システムおよびアングロサクソン型経営システムの双方とも、それぞれが長所・短所を併せ持つことに留意すべきである。市場メカニズムを通じて短期的かつミクロの尺度である株主価値の最大化を目標にするアングロサクソン型経営システムを採用するか、あるいは人的資源の雇用維持、企業間ネットワークを重視する日本型経営システムを採用するかによって、当然ながら企業の経営戦略は異なる。しかしながら、伝統的な日本企業であっても、グローバル化およびIT化の流れの中で日本型経営システムに対して一定の修正を必要としている。事実、我が国において、1997年以降の金融システム改革を経て、メインバンク（主力銀行）を中心にした株式相互持合いおよび企業集団システムは解消に向かいつつあり、日本企業は資金調達の手法を変えざるを得ない。一方、アングロサクソン型経営システムが十全でないことは、アメリカにおいて2001年に発生したエンロン社の倒産、さらには2002年に発生したワールドコム社の倒産によって証明されている⁸。世界の情報開示（disclosure）制度をリードしてきたアメリカにおいて、エンロン社の会計監査とコンサルティング業務に携わってきたビッグ・ファイブの1つであるアーサー・アンダーセンの廃業は文字通り予想外の出来事であり、改めて独立監査人および情報開示制度に対して見直しを迫る機会を作った⁹。この背景には、1990年代以降のITバブルを契機にして、会計事務所が専門技術を駆使して同一のクライアントに対して会計監査とコンサルタント業務を積極的に進め、コンサルタント業務の報酬が会計監査業務の報酬を上回る事例が珍しくなく、会計監査の独立性に疑問が抱かれるようになったことがある。この結果、ITバブルの崩壊とともに、アングロサクソン型経営システムおよび日本型経営システムの双方に対して、改めて企業の社会的責任さらには企業倫理を問い直す動きが芽生えている。

したがって、日本企業は、グローバル化とIT化が加速度的に進む中で、アングロサクソン型経

営システムおよび日本型経営システムを超えた新たな経営システムを構築しなければならない。例えば、人的資源、物的資源、財務的資源、情動的資源に代表される経営資源を地球規模で活用する経営システムは、人類が初めて遭遇するシステムであり、一方において、国家、地域社会のもつ歴史・文化・慣習は厳然として存在し、企業はその事実を無視して経営活動を遂行することはできない。言い換えれば、価値を対象とする場合、市場参加者の決定する市場価値（market value）に限定することは許されない。なぜならば、社会価値（social value）が市場に必ずしも反映しない今日の社会経済システムの欠陥が露呈し始め、現実には、非連続でしかも多様な評価基準が存在することが従前に増して明らかになっているからである¹⁰。その意味では、われわれは、社会経済システムをより良く機能させるために市場価値以外の価値を模索すべき時代を迎えている。つまり、われわれが目指すべき社会経済システムの根底には、人類の自由な進化を可能にする必要条件としての「個人的創意の精神」（the spirit of individual initiative）が存在しなければならない¹¹。

もとより、国民国家（nation state）が形成された後に社会経済システムの変化に合わせて19世紀後半から20世紀前半にかけて生じた現代の企業は、大企業と言えどもファミリー企業として創業されたものである。企業の経営活動の社会経済システムに対するインパクトが大きくなるとともに、経営活動に専門性が要求されマネジメントの専門職業人が必要になり、いわゆる所有と経営の分離が進んだ。しかも今日では、企業を巡るステークホルダー（利害関係者）は、企業の所有者と経営者のみではなく、従業員、顧客・消費者、地域社会、さらには地球環境を維持する意味で地球社会全体にまで及ぶ。我が国においても、グローバル化とIT化が加速する中で、「企業の社会的責任」（Corporate Social Responsibility、CSR）が提唱され、企業の社会的を追求した結果としての企業価値の最大化が問われる所以である¹²。

2 金融システム

グローバル化、IT化が加速度的に進む中で、好むと好まざるとにかかわらず、これまで一国内においてほぼ完結していた金融システムから国境を越えた取引が日常的に展開される金融システムに移行しつつある。その結果、各国とも適切な金融システムを構築するために行政が介入し、事前規制から事後監視を含め時代の変化に合わせて必要な規制緩和・規制強化、金融・資本市場の整備に努めている¹³。当然ながら、秩序ある国際金融システムを構築するためには、有効なデータベースが必要不可欠であり¹⁴、そのための技術的・制度的条件を乗り越え、例えばEUに見られるように有効な国際金融システムに向けての模索が続けられている。

我が国は、昭和30年代以降1973年の第一次石油危機に至るまでの高度経済成長期を経て世界の先進諸国入りを果たしたものの、1985年のプラザ合意以降にバブル経済を経験し、少なからぬ企

業がバブル崩壊の余波を受けた。この間、企業のみならず個人が本業に関係しない株式、土地等の資産を購入するため奔走し、バブル崩壊後、巨額の有利子負債および不良債権を抱えることになった。第二次世界大戦後、我が国同様に経済を立て直したドイツにおいては土地政策が確立しておりバブル経済を生起させることはなかったが、我が国の場合、高度経済成長の成功体験と円高を契機にして国際的地位が上昇したことも手伝い、将来に対して国民一般が強気の期待を抱いた。政府レベルにおいても、マクロ政策に適切さを欠き、それに加え金融政策・金融行政の不手際により過大な企業活動が展開され、文字通りバブル経済を経験した¹⁵。例えば、バブル経済期における株価（日経平均）は最高値38,915円に達し、その後は急落して今日に至っている（表1-1）。

表1-1 上場企業株式総括表

単位：社、億円、円

| 年 | 上場企業数 | | 時価総額 | | 日経平均（225種） | |
|------|-------|-------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | 東京 | 全国 | 東京 | 全国 | 最高 | 最低 |
| 1950 | 583 | 764 | 1,688 | 1,793 | 114.99 | 85.25 |
| 1960 | 599 | 785 | 54,113 | 56,435 | 1,356.71 | 869.34 |
| 1970 | 1,280 | 1,580 | 162,355 | 168,247 | 2,534.45 | 1,929.64 |
| 1980 | 1,402 | 1,729 | 770,747 | 799,523 | 7,188.28 | 6,475.93 |
| 1985 | 1,476 | 1,829 | 1,901,266 | 1,962,216 | 13,128.94 | 11,545.16 |
| 1986 | 1,499 | 1,886 | 2,854,714 | 2,930,279 | 18,936.24 | 12,881.50 |
| 1987 | 1,532 | 1,912 | 3,367,066 | 3,456,044 | 26,646.43 | 18,544.05 |
| 1888 | 1,571 | 1,967 | 4,768,497 | 4,880,651 | 30,159.00 | 21,217.04 |
| 1889 | 1,587 | 2,019 | 6,111,518 | 6,301,219 | 38,915.87 | 30,183.79 |
| 1990 | 1,627 | 2,071 | 3,792,311 | 3,935,949 | 38,712.88 | 20,221.86 |
| 1991 | 1,641 | 2,107 | 3,779,243 | 3,919,855 | 27,146.91 | 21,456.76 |
| 1992 | 1,651 | 2,118 | 2,894,834 | 2,992,757 | 23,801.18 | 14,309.41 |
| 1993 | 1,667 | 2,155 | 3,243,574 | 3,355,227 | 21,148.11 | 16,078.71 |
| 1994 | 1,689 | 2,205 | 3,583,924 | 3,710,242 | 21,552.81 | 17,369.74 |
| 1995 | 1,714 | 2,263 | 3,657,160 | 3,782,995 | 20,011.76 | 14,485.41 |
| 1996 | 1,766 | 2,334 | 3,475,783 | 3,585,382 | 22,666.80 | 19,161.71 |
| 1997 | 1,805 | 2,387 | 2,809,300 | 2,882,262 | 20,681.07 | 14,775.22 |
| 1998 | 1,838 | 2,416 | 2,751,811 | 2,815,214 | 17,264.34 | 12,879.97 |
| 1999 | 1,892 | 2,472 | 4,568,408 | 4,662,153 | 18,934.34 | 13,232.74 |
| 2000 | 2,055 | 2,560 | 3,605,547 | 3,647,473 | 20,833.21 | 13,423.21 |
| 2001 | 2,103 | 2,591 | 2,967,890 | 3,006,308 | 14,529.41 | 9,504.41 |
| 2002 | 2,119 | 2,576 | 2,478,606 | 2,510,008 | 11,979.85 | 8,303.39 |
| 2003 | 2,174 | 2,596 | 3,164,835 | 3,200,718 | 11,161.71 | 7,607.88 |
| 2004 | 2,276 | 2,691 | 3,645,548 | 3,688,967 | 12,163.89 | 10,365.40 |

出所) 東京証券取引所「東証要覧」(2005)より作成。

これに加えて、我が国において長期にわたり維持されてきた官僚主導民間協調型の社会経済システムが、とりわけ規制の強い第三次産業において足枷となり、変化の激しい世界の金融システムの流れに遅れをとることになった¹⁶。確かに、1985年以降、金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会等において我が国の金融システム改革について検討が重ねられてきたが、バブル経済を経験する過程で官僚のみならず金融業、証券業、保険業のいずれの業界においても本格的な企業改革に取り組むことができなかった。政府レベルでは、1985年に金融制度調査会の制度問題研究会が、1988年に証券取引審議会の基本問題研究会が、1989年には保険審議会の総合部会が設置されて金融システム改革への検討が開始され¹⁷、我が国の金融システムにおいて早急に改革しなければならない基本的な問題の存在が改めて認識された。しかしながら、1980年代後半から1990年代前半にかけて世界の金融市場はニューヨーク、東京、ロンドンの3大市場を中心に国際金融取引が急増した中で、その後において異質な取引慣行、ルールの未整備、人材の不足のために¹⁸、国際金融取引について東京は、ニューヨーク、ロンドンに遅れをとり、国際金融市場の中で取り残される存在になった。

その後も、さまざまな形で金融システム改革が試みられたが、1996年11月に発足した第二次橋本内閣が1997年1月に召集された第140回通常国会において、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革、教育改革の六大改革を提唱し、結果的には、金融システム改革が最も速いスピードで進められた¹⁹。1998年の参議院選挙において自民党が大敗し橋本内閣が総辞職した後も、引き続き政権を担当した小渕内閣、森内閣、小泉内閣ともに金融システム改革のスピードは緩めていない。この結果、証券業・金融業・保険業の各業界は、業界の垣根を越え、しかも外国企業を巻き込んだ企業再編の波に晒され、企業再構築が継続して続けられている。

我が国の金融システムは、グローバル化およびIT化を視野に入れつつ国際水準を目指した改革が進められているものの、パラダイム・シフトの完成の域に達していない。そもそも、金融システムは、現在と将来の間に存在する価値を調整し、人間社会に価値の創出をもたらすものでなければならない。つまり、価値の交換・保存・投資の機会を確保するために金融市場が形成され、またその金融市場を機能させるために民間金融機関および政府系金融機関が設けられている。我が国の場合、国家レベルの統括機能を発揮させるために日本銀行が、企業・個人レベルでは銀行・証券会社・保険会社等の各種金融機関が存在し、それぞれに役割を果たしてきた。しかしながら、金融面に関する限り国家レベルおよび企業・個人レベルの双方においてリスク・リターンを認識できる環境におかれておらず、国債残高のみで538兆円（2005年末）になり、根本からの構造改革が改めて問われる所以である。つまり、バブル経済崩壊後においても官僚主導民間協調型の社会経済システムが踏襲され、産業構造の変化にもかかわらず金融機能の不全が手伝い、結果として一部に新規事業の創造を妨げ新たな価値を創造できなかった側面があることは否めない²⁰。

その意味でも、健全な金融システムの構築を国家レベルおよび企業・個人レベルで模索すべきである。

そもそも、健全な金融システムは、システムの中で活躍し生活する人間の相互の信頼関係を必要とし、かつ信頼関係は将来に向かって維持されなければならない。今日のように複雑化した社会経済システムのもとにおいては、従来と異なる新たなパラダイムへの転換が要請される。例えば、市場の発達にともない「情報の非対称性」「制度の不備」「機会の不均等」「合成の誤謬」等によって、人間が持つ利己心を増殖させ富の格差が増大するならば、われわれの目指す健全かつ公正な市場の姿ではない。われわれは、人間の持つ利己心と利他心を調和させ、たとえ短期的には困難であっても中長期的には達成可能な市場が形成されるような社会経済システムの構築に努めるべきである。つまり、時代の変化に伴い人間それぞれの価値観の全てを生かすネットワークは存在しないため、絶えず新たなネットワークを模索し最適のネットワークの構築に努力する必要がある²¹。同時に、社会経済システムの一員である構成員がルールづくりに参加し、合意されたルールを遵守するとともに、ルールに違反した場合にはペナルティを受ける覚悟がなければならない。

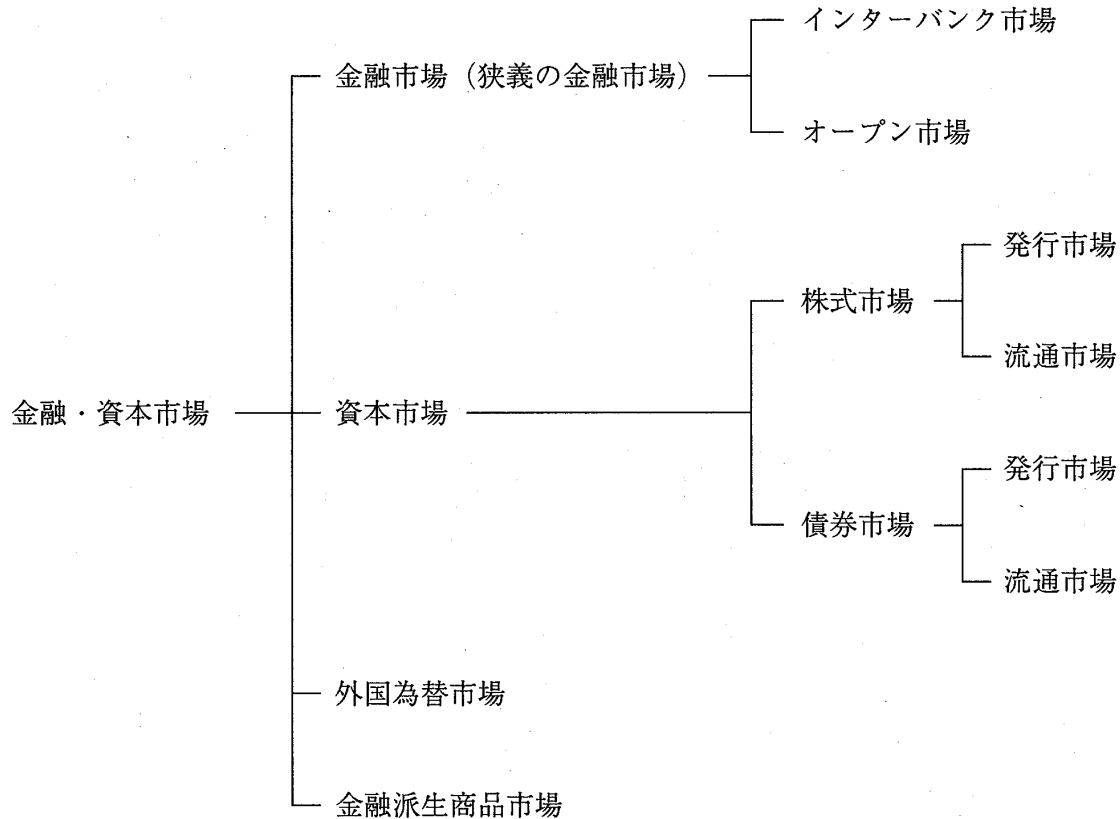
3 金融・資本市場

今日の社会経済システムにおいては、通常、金融機関が介在して、資金 (fund) が黒字主体 (資金余剰主体) — 一般に家計 — から赤字主体 (資金不足主体) — 一般に企業 — に融通される。言い換えれば、金融機関は、家計が貯蓄した資金を企業が投資に必要な資金に転化させるための仲介機関の役割を果たす。また、資金の流れを効率的に進めるため金融・資本市場 (広義の金融市場) が存在し、経済活動のグローバル化およびIT化に伴い、人的資源や物的資源より国家間の移転が容易な財務的資源を対象とする金融・資本市場についてはとりわけ国際的な市場を念頭に置いて捉えることが必要な時代に入っている。

企業は、一般に、借入金、債券、株式の形式で金融・資本市場から資金を調達するが、我が国の場合、戦後、長期間にわたって金融機関を介在して資金を調達する間接金融 (indirect financing) の資金調達に依存してきた。しかしながら、近年の金融システム改革の流れの中で、間接金融への依存が低下し、直接金融 (direct financing) へ傾斜する傾向が見られる。

金融・資本市場は、金融市場 (狭義の金融市場) と資本市場に分けることができる。さらに金融市場はインターバンク市場とオープン市場からなる。市場への参加者が金融機関に限られるインターバンク市場は、参加者が限定されるコール市場、手形が売買される手形市場からなる。また、金融機関以外の参加者が取引に加わるオープン市場は、債券現先市場、コマーシャルペーパー (CP) 市場、短期国債市場などからなる。資本市場は、株式会社が発行した株式を売買する

図1-1 金融・資本市場



株式市場と、事業法人、国・地方公共団体が発行する金銭債権を売買する債券市場からなる。ただし、短期国債のように満期が1年以内の有価証券については、金融市場に含まれる。株式市場および債券市場ともに、新規に有価証券を発行する場合の発行市場 (primary market)、発行済みの有価証券を売買する場合の流通市場 (secondary market) が存在する。とりわけ流通市場については、迅速性、公正性、正確性が求められるため、有価証券の売買が特定される証券取引所 (securities exchange or stock exchange) と証券会社と顧客との間で随時売買が成立する店頭市場 (over-the-counter market) が存在し、市場メカニズムを発揮させている。

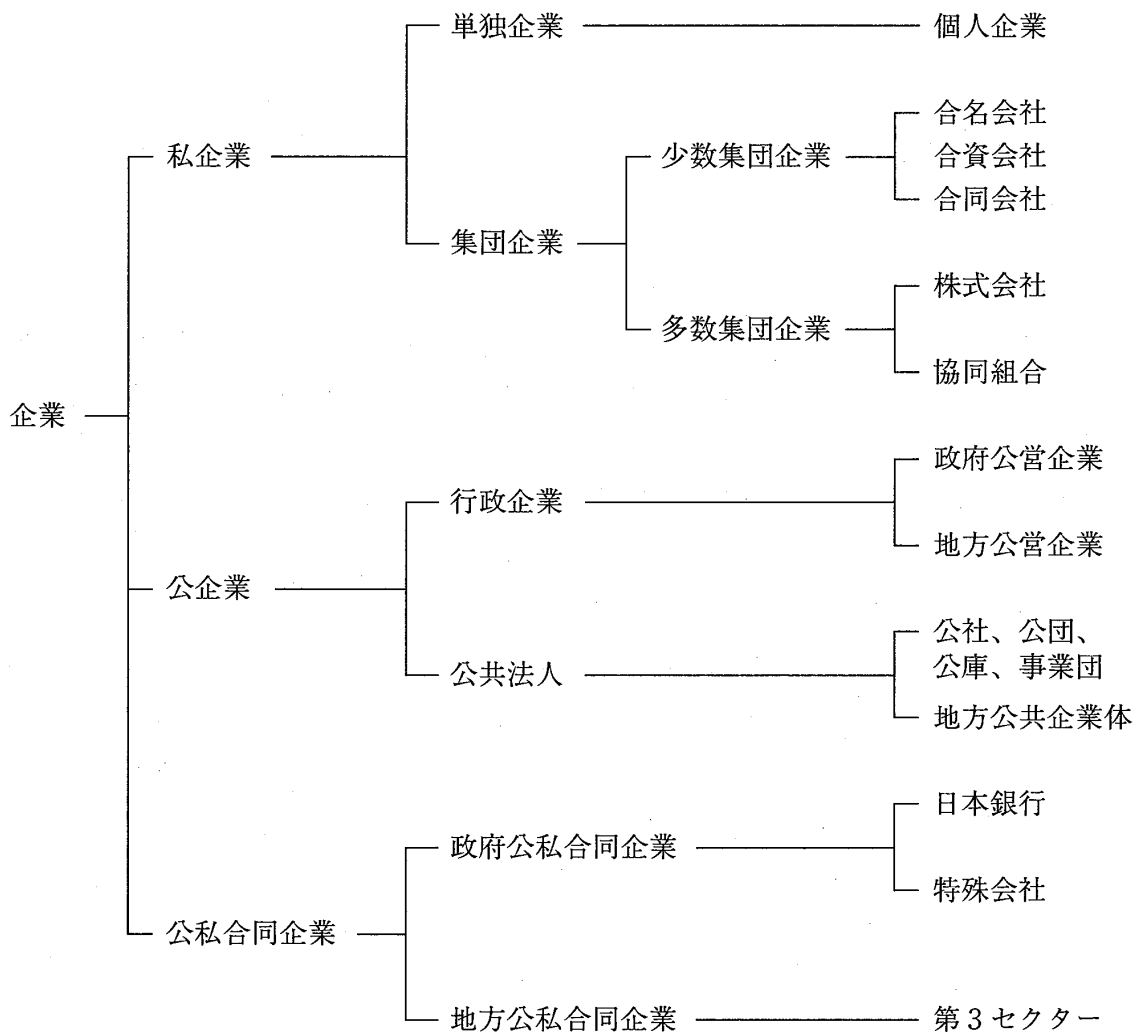
近年、金融・資本市場の中で外国為替市場および金融派生商品市場の存在が企業にとって無視できないものになってきている。外国為替市場は、ドル、円、ユーロと言った異種の通貨が取引される市場で、この異種の通貨が金融機関の間で売買されるインターバンク市場と、金融機関と顧客の間で売買が成立する対顧客市場がある。金融派生商品市場は、為替レート、金利、株価、債券価格等の変動に伴って生ずるリスクを商品化し、オプション、スワップ、金融先物等の形態で売買を成立させる市場で、今日では多様な金融派生商品が開発され²²、この金融派生商品の市場の成長が世界経済を不安定にさせる要因にまでなっている。

4 企業形態

今日の社会経済システムは、経済活動の中核としての企業の存在を必要としている。つまり、企業の経営活動を通してもたらされる企業の安定、生存、効率が、結果的に社会経済システムの安定、生存、効率につながるからである²³。企業は、激しく変化する経営環境に即応しつつ、企業目標に向けて自己の責任で自主的に経営活動を遂行する。企業の経営活動の評価は、最終的には多様な最終消費者の価値判断によって決まる。同時に、企業は社会経済システムの中のサブシステムとして存在することから、単に顧客ないし最終消費者のみに関心を抱くべきではなく、企業の社会的責任にまで意を配るべきである。このことがひいては企業の長期的発展につながる。

企業の組織形態は、企業の所有関係により私企業、公企業、公私混合企業からなり（図1-2）、私企業が中心的役割を果たしている。私企業のうちでも、個人企業のような自然人企業（natural

図1-2 企業形態



person）と株式会社に代表される法人企業（legal person）とがあるが、株式会社は、一般に他の形態に比べ資本の調達が容易であり、所有と経営の分離により経営者が経営に専念でき、新たな事業に挑戦する機会が与えられることから、社会経済システムの中核的存在となっている。我が国においては、2005年6月29日に会社法が成立し、商法（1899年）と有限会社法（1938年）、商法特例法（1974年）が会社法として統一され、有限会社が株式会社になったことから株式会社の地位がさらに高まった。

株式会社は、会社の持分を均等な単位に分割した株式を出資者（株主）に対して発行する。とりわけ、株式を証券取引所において売買する上場企業（listed company）の場合は、株式が証券取引所において売買されるため、巨額な資金を集中させ、企業価値の把握が比較的容易で事業再構築を比較的容易に展開することができる。また、2002年の改正商法で委員会等設置会社²⁴が認められ、アングロサクソン型の企業形態を採用する企業も出始めた。

株式会社は、今日の経営環境は激しく変化し事業の集中と選択が迫られる際に、人的資源、物的資源、財務的資源、情動的資源等の経営資源を弾力的に活用するうえで最も適した企業形態である。当然ながら、株式会社は、社会経済システムに及ぼす影響が大きいだけに、株主のみならず他のステークホルダーに対しても経営活動の適切な情報開示が求められる。

5 日本企業の新たな目標

前述のように、今日の企業は株式会社が中心的な役割を果たし、企業の経営者は、従業員、株主、債権者、顧客、地域社会に及ぶステークホルダーに対して、最も有効に経営資源を活用し企業価値を高める努力を続けなければならない。

理念的には、株主が株式会社を所有し、株主に選任された取締役（経営者）が業務執行の責任を負う。この場合、経営者は企業価値の最大化に向け、かつ株主の利害（特に株価）に絶えず関心を抱くものとされる。しかしながら、株式会社の企業規模が大きくなるにつれ、一部の株主を除いた一般株主は議決権の行使に参加できず、単に投資家としての役割を果たす場合が少なくなる。

また、これまでに日本企業は、官僚主導民間協調型の社会経済システムに慣れ親しみ、少なくとも高度経済成長期にはこのシステムが有効に機能した。具体的には、従業員の新規学卒一括採用による終身雇用・年功序列・経営家族主義、メインバンクに資金調達を依存する間接金融、長期取引を前提にする信頼取引、官僚主導の政策優先主義に代表される日本型経営システムが維持されてきた²⁵。日本企業の経営者は、株主価値の最大化を目標とせず、従業員を重視し、共同体の一員として信頼関係の維持に努め、企業間の取引においても長期にわたる関係を重視する信頼取引に重きを置く²⁶。その意味では、アングロサクソン型の企業とは異なる行動様式をとる。アング

ロサクソン型の企業の経営者は、株主価値を重視し、株主の投資に対するリスクを低めかつリターンを高めることによって企業価値の上昇に努める。また「もの言う株主」が多く、そのためにインベスター・リレーションズ (investor relations、IR) 活動を重視する²⁷。日本企業の中にも、グローバル化の進展とともに、アングロサクソン型の経営システムを導入せざるを得ないと判断する企業が出始め、前述のように2002年の商法改正において委員会等設置会社が認められ、アングロサクソン型のコーポレート・ガバナンスの仕組みを導入する日本企業が生まれつつある。

また、今日の企業の目標には、企業価値の最大化の他に、企業の社会的責任がある。企業は、良質で安価な製品・サービスを提供することにとどまることなく、労働環境の安全、地域社会への貢献、地球環境の維持・改善、製造物責任の遂行等に及ぶ企業倫理 (business ethics) の分野に意を配る必要がある²⁸。倫理とは、人として守るべき道であり、道徳であり、モラルである。今日の社会経済システムにおける企業のプレゼンスを考慮すれば、経営者は企業倫理を避けて通れない。理論としての企業倫理、制度としての企業倫理、実践としての企業倫理を3つの側面²⁹に意識的に目を配りながら、日常の経営活動を展開すべきである。それに企業倫理の遂行によりコストが一時的に発生しても、企業に対する評価が高まれば、結果として企業価値の上昇につながるはずである。

6 おわりに

1990年代以降、加速化するIT化およびグローバル化の進展が、日本企業の経営活動に少なからぬ影響を及ぼし、日本企業の多くは日本型経営システムの継続に疑念を抱きつつも、明確な経営システムを見出し得ない状況に置かれている。とりわけ、少子高齢化に付随する雇用形態、知識基盤社会における高度職業専門人の育成、グローバル化社会における国際標準の適用、新たな地域主義の台頭、企業再構築の促進等、これまで日本企業が遭遇したことの無い難題に直面している。当然のことながら、企業間において地球規模の提携・再編が促進され³⁰、日本企業もその対策に余念がない。

日本企業は、1940年体制の「護送船団方式」の庇護の下に、少なくとも世界水準での財務機能に対する関心は希薄で、生産機能や販売機能に比較して財務機能は低く扱われ、例えば財務最高責任者 (chief financial executive、CFO) の地位は低いのが一般的傾向であった。一方で、1997年以降の金融システム改革が、金融機関の再編のみならず郵政民営化関連の法案成立に代表されるように、我が国の金融システムの根幹を変革しつつある。いわゆるメインバンクの地位は低下し、株式持合いも崩壊しつつある今日、日本企業は、新たなコーポレート・ガバナンスを構築する必要がある。

そもそも、企業は、地球に存在する希少な諸資源を活用するのに適した組織形態として登場し

だが、これからの社会経済システムの下では、企業に關与する人間の能力を最大限に發揮させる場を構築する必要がある³¹。一方、われわれは人的資源の価値を客觀的に測定する手段を持ち合わせておらず、その意味でも、日本企業は、企業倫理の追求、地球環境の保護、法令の遵守、優れた伝統の継承、透明性の確保等の觀點から改めて「誠実な経営」を遂行しなければならない³²。

注

- 1 中垣 昇 (2004)、7-20頁。
- 2 現代の企業は、高品質の製品・サービスの追求、富の創造、株価の最大化に止まらず、「倫理」(ethics)、「価値」(values)、「道徳性」(morality)まで要求される。Paine (2003), p.xi., 邦訳、8-9頁。
- 3 中垣 昇 (2003)、27頁。
- 4 清水龍瑩は、日本型経営システムは、企業の長期的な維持発展を基本原理にして人間関係を重視する従業員・人本主義であるのに対して、アングロサクソン型経営システムは、市場競争を基本原理にして利潤最大化を重視する株主・資本主義である、とする。清水龍瑩 (1998)、142-152頁。
- 5 中曽根康弘内閣 (1982-1987) の時代に、審議会政治が定着し、与党政治家および官僚が各種審議会を積極的に活用するようになった。中曽根康弘 (2004)、188頁。
- 6 中垣 昇 (2004)、4-7頁。
- 7 稲葉清毅 (2005)、29-34頁。
- 8 エンロン社は、当時「フォーチュン500社」の中で全米7位に位置する巨大企業であり、当社の会計監査を担当したアーサー・アンダーセンが一部会計資料を破棄したとして廃業する事態に至った。またワールドコム社は、A T & Tに次ぐ全米2位の長距離通信会社であったが、粉飾決算を重ね倒産した。奥村宏 (2002)、3-9頁。
- 9 当時、KPMG、プライスウォーターハウスクーパーズ、デトロイト&トゥシュ、アーサー・アンダーセン、アーンスト&ヤングが世界規模の業務を展開していたが、これらの巨大会計事務所は、いずれも業務の中心を会計監査からコンサルティングに移していた。Brewster (2003), p.4., 邦訳、4頁。
- 10 Soros (1998), pp.43-46., 邦訳、90-95頁。
- 11 Hayek (1960), p.3., 邦訳、10頁。
- 12 今日の企業は、従来の市場関連責任に加えて、公害問題、環境破壊等に対処する派生的責任、さらには地球温暖化、資源枯渇、貧困等に対処する社会貢献責任が問われ、市場関連責任、派生的責任、社会貢献責任を重層的に担う存在になった。櫻井克彦 (2005)、17-19頁。
- 13 我が国においては、1997年1月に第二次橋本内閣の施政方針演説で提唱された六大改革のひとつである「金融システム改革」が、セーフティネット・自己資本比率規制・早期是正措置を含め、その

後の小渕内閣、森内閣、小泉内閣に引き継がれている。中垣昇 (2003)、27-28頁。

- 14 近年では、これまで整備されてこなかったリスクを削減させるために、経済的に健全でかつ法律的に実施可能な手法としてのグローバル・リスク情報データベース (Global Risk Information Databases, GRID) が提唱されている。Shiller (2003), pp.189-201., 邦訳、266-282頁。
- 15 西村吉正 (1999)、17頁。
- 16 金融業の他に規制の強い第三次産業として、通信、マスコミ、教育、医療が挙げられ、これらの産業においては、例えば、①情報が一方通行でフィードバックがなく、②サービスを軽視し、③進取の気性を退ける傾向が見られる。菊池悠二 (1997)、129-131頁。
- 17 西村吉正 (2003)、239-244頁。
- 18 西村吉正 (2003)、260頁。
- 19 西村吉正 (2003)、345-346頁。
- 20 西村清彦 (2004)、216-228頁。
- 21 金子 勝・児島龍彦 (2004)、48-50頁。
- 22 中垣 昇 (2005)、11-13頁。
- 23 Drucker (1993), pp.210-211., 邦訳、194頁。
- 24 2005年に成立した会社法では、委員会設置会社と言い、委員会設置会社においては取締役は取締役としては会社の業務を執行することができず、執行役が会社の業務執行を行う。弥永真生 (2005)、117頁。
- 25 井出正介・高橋文郎 (2003)、5-12頁。
- 26 R.ドアーは、日本のシステムの顕著な特徴として①雇用関係は、流動性が低い終身雇用、②供給業者との関係は流動的な競売市場ではなく、長期の義務を伴う顧客中心の市場、③株主資本の短期的な収益に敏感に反応せず、結果として乗っ取りがなく、我慢強い長期的な関与の維持、を挙げる。Dore (2000), pp.45-46., 邦訳、61-64頁。
- 27 本多 淳 (2005)、130-133頁。
- 28 世界で初めて「企業倫理」の必要性が明確な形で指摘されたのは、1970年代のアメリカであった。日本では、バブル経済崩壊を契機にして1990年代に「企業倫理」が問われるようになった。高巖・T.ドナルドソン (2003)、21頁。
- 29 梅津は、企業倫理について①企業倫理を規範倫理学、倫理原則、倫理的理付けからなる「理論としての企業倫理」、②企業内制度、民間支援制度、公的支援制度からなる「制度としての企業倫理」、③意思決定、行為の制御、ケース討論からなる「実践としての企業倫理」の3つの側面から捉え、とかく「理論としての企業倫理」に傾き勝ちであった企業倫理の問題について3つの側面が相互に補完しあう関係として把握する必要があると主張する。梅津光弘 (2002)、7-9頁。
- 30 Drucker (2002), pp.235-242., 邦訳、8-9頁。

31 Drucker (1999), pp.158-159., 邦訳、188頁。

32 大沢武志 (2004)、176-177頁。

参考文献

井出正介・高橋文郎 (2003) 『ビジネス・ゼミナール経営財務入門〔第2版〕』日本経済新聞社。

稲葉清毅 (2005) 『霞ヶ関の正体——国を亡ぼす行政の正体——』晶文社。

梅津光弘 (2002) 『ビジネスの倫理学』丸善。

大沢武志 (2004) 『経営者の条件』岩波書店。

奥村 宏 (2002) 『エンロンの衝撃——株式会社の危機——』NTT出版。

金子 勝・児島龍彦 (2004) 『逆システム学——市場の生命のしくみを解き明かす——』岩波書店。

菊池悠二 (1997) 『ビッグバン成功への条件——量から質への意識改革——』中央公論新社。

高巖・T.ドナルドソン (2003)、『ビジネス・エシックス——企業の社会的責任と倫理法令遵守マネジメント・システム——〔新版〕』文眞堂。

櫻井克彦 (2005) 「現代の経営環境と企業の社会的責任」『中京経営研究』（中京大学経営学会）第15巻第1号、11-27頁。

清水龍瑩 (1998) 『実証研究30年「日本型経営者と日本型経営」』千倉書房。

中垣 昇 (2003) 『日本企業と経営者の役割』税務経理協会。

—— (2004) 『日本企業の東アジア戦略——インタビュー・サーベイを通して見た日本企業——』文眞堂。

—— (2005) 『財務管理論の基礎〔第6版〕』創成社。

中曽根康弘 (2004) 『日本の総理学』PHP研究所。

西村清彦 (2004) 『日本経済——見えざる構造転換——』日本経済新聞社。

西村吉正 (1999) 『金融行政の敗因』文藝春秋。

—— (2003) 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社。

本多 淳 (2005) 『「企業価値」はこうして創られる——IR入門——』朝日新聞社。

弥永真生 (2005) 『リーガルマインド会社法〔第9版〕』有斐閣。

Brewster, Mike (2003), *Unaccountable: How The Accounting Profession Forfeited A Public Trust*, John Wiley & Sons. (邦訳：山内あゆ子訳『会計破綻——会計プロフェッショナルの背信——』税務経理協会、2004)

Dore, Ronald (2000), *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism; Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford University Press. (邦訳：藤井真人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突——日・独

対アングロサクソン——』ダイヤモンド社、2002)

Drucker, Peter F. (1993), *Concept of Corporation*, Transaction Publishers. (邦訳：上田惇生訳『企業とは何か——その社会的使命——』ダイヤモンド社、2005)

————— (1999), *Management Challenges for the 21st Century*, Harper Business. (邦訳：上田惇生訳『明日を支配するもの——21世紀のマネジメント革命——』ダイヤモンド社、2005)

————— (2002), *Managing in the Next Society*, Truman Talley Books & St. Martin's Press. (邦訳：上田惇生訳『ネクスト・ソサエティ——歴史が見たことのない未来がはじまる——』ダイヤモンド社、2002)

Hayek, Friedrich August (1960), *The Constitution of Liberty*, Routledge. (邦訳：気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の価値——自由の条件 I——』春秋社、1997)

Paine, Lynn Sharpe (2003), *Value Shift*, McGraw-Hill. (邦訳：鈴木主税・塩原通緒訳『バリュー・シフト——企業倫理の新時代——』毎日新聞社、2004)

Shiller Robert J. (2003), *The New Financial Order : Risk in 21st Century*, Princeton University Press. (邦訳：田村勝省訳『新しい金融秩序——来るべき巨大リスクに備える——』日本経済新聞社、2004)

Soros, George (1998), *The Crisis of Global Capitalism : Open Society Endangered*, Public Affairs. (邦訳：大原進訳『グローバル資本主義の危機——「開かれた社会」を求めて——』日本経済新聞社、1999)